

特許庁総務課制度審議室

パブリックコメントご担当 御中

「産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会 報告書「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について」(案)への意見」

【氏名】	一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 会長 片山英二
【住所】	〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目14番1号郵政福祉琴平ビル4階
【電話番号】	(03)3591-5301
【FAX番号】	(03)3591-1510
【メールアドレス】	japan@aippi.or.jp
【意見】	<p>I ハーグ協定ジュネーブアクト改正協定・ロカルノ協定加入に向けた対応</p> <p>1. 両協定への加入の是非（報告書案3頁）</p> <p>(要望) ハーグ協定ジュネーブアクト改正協定及びロカルノ協定に早急に加入するように要望します。</p> <p>(理由) ユーザーの権利取得を容易にするため、両協定に加入する必要があります。 その際に、加盟国で保護が認められている意匠（例：タイプフェイス）も保護対象とするように検討する必要があります。</p> <p>2. ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に伴う主な論点とその対応</p> <p>(1) 複数意匠一括出願制度について（報告書案5頁）</p> <p>(要望) 国際出願及び国内出願について、出願料を軽減するかたちで、複数意匠一括出願制度を導入するよう要望します。</p> <p>(理由) ユーザーの手続・費用負担が軽減されるように、出願料を軽減するかたちで、複数意匠一括出願制度を導入する必要があります。</p> <p>(2) 公表の延期について（報告書案6頁）</p> <p>(要望) 国際公表の延期について、最長期間（30か月）を容認し、国際公表後に補償金請求権を容認するよう要望します。</p>

(理由)

意匠によっては、公表までに長期間を要するものもあるので、国際公表の延期を最長期間（30か月）容認することが望ましいと考えます。

また、国際公表後意匠の保護が図れるように補償金請求権を容認することが望ましいと考えます。

(3) 新規性の喪失の例外の適用について（報告書案7頁）

(要望)

国際出願についても新規性喪失の例外適用を認めることを要望します。

新規性喪失の例外の手続については、国際出願、国内出願とも、拒絶理由を受けたときに新規性喪失の例外を主張・立証すれば足りるように法改正することを要望します。

(理由)

現行法の新規性喪失の例外手続は煩雑であり、出願人の負担も大きいので、拒絶理由を受けたときに新規性喪失の例外を主張・立証すれば足りるように法改正をする必要があります。

(4) 図面の提出要件緩和について（報告書案10頁）

(要望)

意匠の要部が特定されていれば、図面要件を満たすとする取扱いに変更するとともに、合わせて訂正審判制度を導入することを要望します。

(理由)

日本の図面要件及び訂正の機会を、国際的な調和の観点から、ハーグ協定主要加盟国の運用に合わせる必要があります。

(5) 国際出願の自己指定の容認について（報告書案14頁）

(要望)

国際出願の自己指定の容認については、その容認時期も含め慎重に検討するように要望します。

(理由)

国際出願の自己指定については、ユーザーの利便性があるものの、以下のような弊害もあるので、国際出願の自己指定の容認については、その容認時期も含め慎重に検討する必要があります。

イ) ハーグ協定加入時の混乱

自己指定を認めた場合に、「日本特許庁への直接出願のルート」と「WIPOルート」の2つができ、同じ取り扱いであると考えて、WIPOルートで自己指定した場合に、①国際登録原簿における拒絶理由の開示、②早期公開などの日本のルートにはない不利益に直面することになり、混乱を招くこととなります。

ロ) 審査遅延

ハーグ協定ジュネーブ改正協定に加入した場合、拒絶理由は英語で記載する必要がありますが、例えば、物品性を要件とせず、図面要件が緩やかな欧州からの出願に対して、物品性を要求し、厳格な図面要件をとる日本からの拒絶理由を分かりやすく英語で説明するには大変な労力があり、審査遅延が懸念されます。

自己指定を認めた場合には、日本からの出願も英語で拒絶理由を記載する必要がありますが、より一層の審査遅延を招く恐れがあります。

ハ) 外交会議での経緯

自己指定留保の規定（ハーグ協定14条（3））は、英語を母国語としない国の審査が遅延しないように、外交会議で日本が提案し、韓国、ドイツ、ロシア、米国、ポルトガルのセコンド（second）を得て設けられた規定です。よって、外交会議での発言を変更する場合には、慎重を要すると考えます。

(6) 物品名の記載がない場合の出願日の認定（報告書に記載がない）

（要望）

物品名の記載がない場合の国際出願と国内出願の取り扱いについて整合性を取るよう要望します。

（理由）

国際出願については、物品名の記載がなくとも、その後の補正により出願日が遡及的に確保されますが、国内出願については、出願日が確保されません。

国内出願についても、物品名の記載がなくとも、その後の補正により、出願日が遡及的に確保されるように、取扱いを変更する必要があります。

(7) 拒絶理由の翻訳文の添付（報告書に記載がない）

（要望）

拒絶理由には翻訳文を添付するように要望します。

（理由）

第21回意匠制度小委員会（平成24年11月19日）で御庁からご発言があったように、ユーザーフレンドリーの観点（翻訳の手間が省ける）から、拒絶理由には翻訳文を添付することを必ず実行して頂きたいと考えます。

英語で記載された拒絶理由に対しては、日本語で意見書を作成することになりますので、翻訳文が添付されていないと、拒絶理由における用語と意見書での用語が噛み合わない場合があります。これを避けるためにも翻訳文の添付が必要です。

(8) 意匠審査基準ワーキンググループの設置について

（要望）

意匠審査基準ワーキンググループを設置し、意匠の実務家を多く委員とすることを要望します。

(理由)

ハーグ協定ジュネーブアクト改正協定に加入した場合の日本の意匠の運用を検討するにあたり、加盟国の運用との調和を念頭におく必要がありますので、海外での権利形成の経験豊富な意匠の実務家（例：企業実務家、弁理士等）を多く委員とすることが望ましいと考えます。

II 画像デザインの保護拡充について

1. 全体的な方向性（報告書案 31 頁）

(要望)

画像デザインの保護拡充については、事業者のクリアランス負担の軽減を図りながら、積極的に推進するよう要望します。

(理由)

画像デザイン保護については、大韓民国、アメリカ合衆国において意匠制度の改革が進んでおり、中華人民共和国でも審査指南改訂による運用変更を検討しています。日本においても国際的な制度の枠組みとして遅れをとるべきではなく、時間をかけずに対応できることについてはなるべく早く制度の充実を図るべきであり、意匠法の大きな改正や意匠調査環境の整備など検討に時間を要することについては段階を追って速やかに対応するという方針で進めていただくべきと考えます。

2. 各案について（報告書案 23 頁乃至 29 頁）

各案については、A I P P I 日本部会として統一的な見解を取りまとめるに至っておりません。よって、A I P P I 日本部会での検討過程でた意見 1 及び意見 2 を下記に示します。

(1) 意見 1（大手自動車メーカー）

イ) A案について

画像保護拡充としては、本来、物品性を問わず創作された画像の保護を行うべきと考えるが、この場合、画像自体から意匠分類仕分けを行うこととなり分類の精度が低下し、先行意匠調査などのサーチ効率低下が予想され実務上の問題が大きくなることが懸念されます。

クラウドサービスなどにより、同一の機能であってもその機能を実行する機器（物品）が増加しているため、機能ごとに権利化する案（A案）が善いと考えます。

但し、今までにない機能ごとの権利となることから機能の類似範囲、機能分類などの様々な課題が考えられますので、意匠制度小委員会にて引き続き導入に向け慎重に検討されることを要望します。

ロ) B-2案について

当面の問題として、バージョンアップの保護を可能とする「B-2案」の導入に賛成します。

(2) 意見 2（大手電機メーカー）

イ) 機能ごとに権利化する案（A案）について

保護対象を「画像が表示される個々の物品に依拠しない画像」とした、物品との一体性を放棄した新たな案であり、同一又は類似の物品を対象とした同一又は類似の画像であっても「機能」さえ異なれば確実に非類似となります。

これは今まで競争関係になかった物品（企業）間で権利の効力が及ぶ状況を生み出してしまいう一方、本来競争関係にある物品（企業）間においては、権利の効力範囲が逆に薄まってしまいう懸念が想定されます。本来、意匠法は競争関係にある物品間に秩序を持たせる為の法律で、ユーザーもその目的から意匠出願・権利化を行っていたにもかかわらず、これまで保たれていた秩序が崩壊すれば、却ってユーザーの利便性・ニーズが損なわれる結果となるのではないかと考えます。

また、現行法である「物品と一体的に創作された画像」の権利と並存することで、クリアランス負担を双方について行わなければならなくなり、制度が複雑化する懸念がある。現行の物品の粒度程度で新たにプログラムの機能の区分を定めるというのであれば、結局のところ現行の物品で区分するのと大差がありません。敢えてプログラムの機能区分という新しい概念を導入し、制度を複雑化させなくとも現行法の延長で対応できるのではないかと考えます。

ロ) 物品ごとに権利化する案（B案）について

●間接侵害・利用関係について

追加的にインストールされるプログラムによって表示される操作画像や、パソコンに表示される操作画像といった、物品と離れて創作された画像が法改正をせず審査基準の「解釈変更」のみで保護対象に追加されようとしています。従来からの論点である「間接侵害・利用関係の成立性等」に関して何ら解消されていないのではないかと考えます。電気通信回線を通じて提供される画像を専用品と扱い、それを業としてアップロード・ダウンロードする行為が現行法でも間接侵害に当たるのか否かについてはこれまでも明らかにはされておらず、ユーザーはアップロード・ダウンロード行為の侵害性について考慮しなければならない機会が急激に増大する懸念があります。

また、いわゆる利用関係についても、リモートコントローラーの画面とセット（例:エアコン等）の画面との間等で既に存在する論点であり、この点も何等解決されておりません。保護対象の拡充は、これらの論点の影響の増大に繋がる為、今後の検討方針として掲げられている「実施・侵害行為、過失推定の解釈の明確化」のみならず「間接侵害・利用関係の成立性」についても特許庁の考えを整理し、業界に普及すべきではないかと考えます。

また、そもそもの「操作画像」の内容についてもこの機会に整理すべきと考えます。

例えば、現在登録が認められている「リモートコントローラー」を意匠に係る物品とする画像は、本当に「物品の操作の用に供される画像」なのか？この画像が操作に用いられるのは「リモートコントローラー」ではなく、本来は「エアコン等のセット商品」であり、意匠法第2条第2項の要件が満たされているのかが疑問です。

●立法的手当てについて（B-1案）

プログラムを生産・譲渡等する行為を権利行使可能とすることで、画像自体が保護対象となることと実質的に同一の結果となる懸念が考えられます。

画像に限らず、複数物品に展開可能性のある物品の部分は、形状・模様共に画像以外にも存在するのであって、画像についてのみ特有の侵害要件を設置すれば、他の物品とのバランスを失するのではないかと考えます。

ハ) まとめ

以上、上記懸念点を述べましたように、保護対象が拡充することによって、登録要件のみならず、登録になった権利の権利範囲や、何をすれば権利侵害となるか等、論点の帰結次第ではユー

ザーに想定外のリスクを生じさせる可能性が想定されることから、上記懸念点については慎重な検討をお願いすると共に、従来から存在する論点（間接侵害・利用関係の成立性・操作画像の定義等）についても併せて検討をお願いします。

先に保護対象を決めるのではなく、各論点の審議が十分に尽くされてはじめて、どのようなものを保護対象とするかが導き出されるべきです。

以上